墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(案)概要

1 占用料の改定

固定資産税に係る固定資産の評価替え(令和3年度)に伴い、道路占用料を次のように改定する。

2 改正内容

占	用	物件	単 位	現行	改正案				
	第 1 種電柱 第 2 種電柱			7,970円	9,350円				
				12,200円	14,300円				
	第3種電柱			16,500円	19,300円				
	第1種電話柱		1本につき 1年	6,440円	7,720円				
	第2種電話柱			10,400円	12,400円				
	第3種電話柱			14,200円	17,000円				
				710円	830円				
	共架電線その他上空に設ける線類		 長さ1mにつき 1年	71円	83円				
	地下に設ける電線その他の線類		Re i iiic 2e 14	42円	50円				
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年	6,980円	8,180円				
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 ㎡につき 1 年	4,270円	5,010円				
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1個につき 1年	14,200円	16,700円				
	広告塔		表示面積 1 ㎡につき 1 年	20,300円	23,400円				
	その他のもの		占用面積 1 ㎡につき 1 年	14,200円	16,700円				
	外径が0.04m未満のもの			160円	190円				
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの			290円	340円				
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			420円	500円				
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			640円	750円				
法第32条第	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		長さ1mにつき 1年	850円	1,000円				
1項第2号に	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			1,280円	1,500円				
掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			1,700円	2,000円				
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			2,990円	3,500円				
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			4,270円	5,010円				
	外径が1.0m以上のもの			8,540円	10,000円				
法第32条第			占用面積 1 ㎡につき 1 年	12,400円	14,800円				
法第32条第	1 項第 4 号に掲		占用面積 1 ㎡につき 1 年	14,200円	16,700円				
	地下街及び	階数が1のもの		A × 0.004	現行どおり				
		階数が2のもの		A × 0.006					
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設		階数が3以上のもの		A × 0.007					
	上空に設ける通路		占用面積 1 ㎡につき 1 年	10,100円	11,700円				
	地下に設ける通路			6,100円	7,020円				
	その他のもの			9,060円	10,400円				
法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設け るもの		占用面積1㎡につき 1日	200円	230円				
	商品置場その他これに類するもの		 占用面積 1 ㎡につき 1 年	20,300円	23,400円				
	 看板(アーチ式であるものを除く。)			20,300円	23,400円				
令第7条第1 号に掲げる物 件	標識		1本につき 1年	11,300円	13,300円				
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	その面積1㎡又は1本につき 1日	200円	230円				
		その他のもの	その面積 1 ㎡又は 1 本につき 1年	20,300円	23,400円				
	アーチ式工作	車道を横断するもの	4 # 1	203,300円	234,000円				
	物	その他のもの	1基につき 1年	101,600円	117,000円				

令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1 ㎡につき	1年	14,200円	16,700円		
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積 1 ㎡につき	1年	A × 0.024	現行どおり		
令第7条第4 号に掲げる工 事用施設及び 同条第5号に 掲げる工事用 材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び 工事用材料置場		- 占用面積 1 ㎡につき	1年	20,300円	23,400円		
	危険防止施設				7,200円	8,640円		
	詰所				20,300円	23,400円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる仮設収容施設			占用面積 1 ㎡につき	1年	14,200円	16,700円		
令第7条第8 号に掲げる施設(高速自動車国道及び自	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を	階数が1のもの	. 占用面積 1 ㎡につき	1年	A × 0.006	- 現行どおり		
		階数が2のもの			A × 0.008			
		階数が3のもの			A × 0.011			
		階数が4以上のもの			A × 0.012			
動車専用道路 以外の道路に	地下(トンネ	階数が1のもの			A × 0.004			
係るものを除く。)		階数が2のもの			A × 0.006			
		階数が3以上のもの			A × 0.007			
	その他のもの				A × 0.024			
令第7条第9 号に掲げる施	建築物	階数が1のもの	占用面積 1 ㎡につき	1年	A × 0.006	現行どおり		
設並びに同条 第10号に掲 げる施設車 自動車駐車 に同号 に で る 道 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		階数が2のもの			A × 0.008			
		階数が3のもの			A × 0.011			
		階数が4以上のもの			A × 0.012			
るものを除 く。)	その他のもの				A × 0.006			
令第7条第1 1号に掲げる 応急仮設建築 物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	A × 0.006	- 現行どおり -		
		階数が2のもの			A × 0.008			
		階数が3のもの			A × 0.011			
		階数が4以上のもの			A × 0.012			
	その他のもの				A × 0.024			
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積 1 ㎡につき	1年	A × 0.024	現行どおり		
令第7条第1 3号に掲げる 施設	上空、トンネル の上又は高速自 動車国道若しく は自動車専用道 路(高架のもの に限る。)の路 面下に設けるも の	階数が1のもの	- 占用面積 1 ㎡につき	1年	A × 0.006	現行どおり		
		階数が2のもの			A × 0.008			
		階数が3のもの			A × 0.011			
		階数が4以上のもの			A × 0.012			
	その他のもの			A × 0.024				

[「]法」は道路法を、「令」は道路法施行令をいう。

3 施行期日

本年4月1日

Aは、近傍類似の土地の時価を表す。